

乙第 1 号議案

乙第 2 号議案

令和 7 年第 2 回沖縄県議会(臨時会)議案

令和 7 年 5 月 9 日提出

沖 縄 県

目 次

議 案 番 号	議 案 名	ページ
乙 第 1 号 議 案	専決処分の承認について	1
乙 第 2 号 議 案	専決処分の承認について	5

乙第 1 号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 9 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部が改正され、原則として令和7年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第122条第1項中「数量」の次に「（第1号又は第2号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第5号の場合にあつては、法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）」を加える。

附則第12条の2第2項中「第7条第12項」を「第7条第13項」に、「第7条第13項」を「第7条第14項」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第17条の7第1項から第3項までの規定中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「トラック」の次に「（施行規則附則第4条の11第9項に規定する被けん引自動車を除く。）」を加え、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」を「前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の11第8項に規定するもの」に、「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項を同条第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 2 改正後の第122条第1項（第1号、第2号及び第5号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の消費及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費及び譲渡に対して課する

軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 3 令和6年4月30日までに取得された改正前の附則第17条の7第4項及び第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

乙第2号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年5月9日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例（別紙）

理 由

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改める。

第4条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあっては租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）」を削り、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同条第3号イ中「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第5条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同号ア及びイ並びに同条第3号イ中「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第6条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「設備（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を「設備」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同条第3号イ中「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第7条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「もの（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を「もの」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同条第3号イ中「（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）」を削る。

第8条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条第1号中「所得金額」を「所得」に改める。

第11条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。